

原 発 本 第 219 号

2020年10月21日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年8月31日付け、原発本第161号をもって変更認可申請（2020年9月25日付け原発本第177号、2020年10月9日付け原発本第203号及び2020年10月16日付け原発本第215号で一部補正）しました、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付1のとおり一部補正する。

以 上

別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

枠囲みの内容については、テロ対策における機密に係る事項
であるため公開できません。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案索引

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、組織・権限規程に従つて行う。</p> <p><中 略></p> <p>(18) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(18) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(28) (20)から(22)、(24)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(20)に定める職位の職務には、有毒ガス発生時の体制の整備を除く。」 <u>(29) (20)から(22)、(24)から(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u> <u>(30) (18)及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</u> <u>(29) (18)及び(20)から(25)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(17)、(19)及び(26)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</u> <u>(32) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</u></p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の明確化に伴う変更 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 ・運用の明確化に伴う変更 		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(川内原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に川内原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた整備な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 水災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p><以下、省略></p>	<p>(川内原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に川内原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた整備な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 水災、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p><以下、省略></p>	<p>・実用送電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>(記載の明確化)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更 後	備 考																																																																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉が施設の運転に關し保守の監督を誠実かつ、最優先に行うことと任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p><中 略></p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉が施設の運転に關し保守の監督を誠実かつ、最優先に行うことと任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p><中 略></p> <p>表 9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める成年性の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td><td>第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対処設備)</td><td>第4項に定める代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第83条の2 (特重施設を構成する設備)</td><td>要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td><td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td></tr> <tr> <td>第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</td><td>第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行</td></tr> <tr> <td>第88条 (異常時の基本的な対応)</td><td>第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td><td>第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td><td>第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果</td></tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td><td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td><td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td></tr> <tr> <td>第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td><td>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td></tr> <tr> <td></td><td><以下、省略></td></tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成年性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対処設備)	第4項に定める代替措置の確認	第83条の2 (特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行	第88条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第90条 (異常時の措置)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果	第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合		第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		<以下、省略>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>表 9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td><td>第4項に定める成年性の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td><td>第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対処設備)</td><td>要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第83条の2 (特重施設を構成する設備)</td><td>要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td><td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td></tr> <tr> <td>第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</td><td>第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行</td></tr> <tr> <td>第88条 (異常時の基本的な対応)</td><td>第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td><td>第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td><td>第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果</td></tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td><td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td><td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td></tr> <tr> <td>第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td><td>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td></tr> <tr> <td></td><td><以下、省略></td></tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成年性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第83条の2 (特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行	第88条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第90条 (異常時の措置)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果	第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合		第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		<以下、省略>
条 文	内 容																																																																																					
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果																																																																																					
第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成年性の確認訓練の結果																																																																																					
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果																																																																																					
第83条 (重大事故等対処設備)	第4項に定める代替措置の確認																																																																																					
第83条の2 (特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認																																																																																					
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合																																																																																					
第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行																																																																																					
第88条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第90条 (異常時の措置)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果																																																																																					
第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																																																					
第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合																																																																																					
	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																																																					
	第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																																					
	<以下、省略>																																																																																					
条 文	内 容																																																																																					
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時の体制の整備の結果																																																																																					
第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び高潮等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の3の2 (有障ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有障ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																																					
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成年性の確認訓練の結果																																																																																					
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成年性の確認訓練の結果																																																																																					
第83条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認																																																																																					
第83条の2 (特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認																																																																																					
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合																																																																																					
第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行																																																																																					
第88条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第90条 (異常時の措置)	第2項及び第4項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性的評価結果																																																																																					
第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																					
第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																																																					
第134条 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管目標値を超えて放出した場合																																																																																					
	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																																																					
	第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																																					
	<以下、省略>																																																																																					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 駆操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 駆操作の防止に関する事項 (8) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用登録用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備等の一覧表に記載する規則等の一部改正に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更 ・記載の明確化

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	考 案
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等</u>に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等</u>に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行なう体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等</u>に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附帯施設の位置 ・属施設の位置 の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更	後	備 考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」といいう。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>		<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」といいう。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有 ・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置 ・基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用整電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有事ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有事ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有事ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>定する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用整備用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>【新規追加】</p> <p><u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u></p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するための体制の整備の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時ににおける運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	考 感
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。</p> <p>なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。</p> <p>なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用港電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p><中略></p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p><中略></p> <p>5 各課長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) (1)、(2)及び(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること</p> <p>(6) 発生する有毒ガスから運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の防護に関すること</p> <p>6 各課長(当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用絶電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備等の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><中 路></p> <p>2 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び整備課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時に於て、的確かつ状況に応じ柔軟に対応できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ビットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>(6) (2)、(3)及び(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること</p> <p>(8) 発生する有毒ガスからの特重施設要員の防護に関すること</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時に於ける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><中 路></p> <p>2 各課長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時に於いて、的確かつ状況に応じ柔軟に対応できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ビットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>(6) (2)、(3)及び(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること</p> <p>(8) 発生する有毒ガスからの特重施設要員の防護に関すること</p> <p>3 各課長(当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時に於ける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 各課長（当直課長を除く。）及び防護管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129－1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 各課長（当直課長を除く。）及び防護管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129－1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及び有害ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p>			<ul style="list-style-type: none"> ・実用養成用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考備

美129—1

保安教育の生懸方針（綱要表）

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一
部改正に伴う変更

(時間以上)	(時間以上)	(時間以上)	(時間以上)
◎②：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎③：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎④：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎⑤：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）
◎⑥：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎⑦：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎⑧：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）	◎⑨：会員登録の登録者数（開設する事務所内容に応じて教習内容に異なり）

図-4：董天華等が大腸癌発生率における歯科医療費の全額の16%に貢献すること、火災、門田百合子、久山昌宣、(2002)の著述に基づく。参考文献による。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

第六章 管理者

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び管路等の基準に関する規則等の改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条(所員への保安教育)

27

更變

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

教科別指導法の実用化

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

24

後更變

考備

2. 教育実践に当たつたのは、以下の如きである。
 (a) 教育的・組織的・社会的環境に応じて理解の範囲、深さに応がる
 (b) 教育的・組織的・社会的環境に応じて理解の範囲であり、
 (c) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (d) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (e) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (f) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (g) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (h) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (i) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (j) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (k) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (l) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (m) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (n) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (o) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (p) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (q) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (r) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (s) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (t) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (u) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (v) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (w) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (x) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (y) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、
 (z) その他の自然災害及び社会災害等に際しては、

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一
部改正について

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
附則	附則	
(施行期日) 1 この規定は、2020年9月18日から施行する。 2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。	(施行期日) 1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。 2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備等の一部改正に伴う変更の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更
3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。
4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装荷前までに第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)才、第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）第1項(2)才に定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。	5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装荷前までに第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)才、第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）第1項(2)才に定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。
5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装荷前までに第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)才、第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）第1項(2)才に定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。	6 實用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	6 實用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第6項 従前の例> (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する必要となる職務については、組織・権限規程に従つて行う。 <中 略>	(18) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(28) (18) 及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(29) (18) 及び(20)から(25)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(17)、(19)及び(26)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(川内原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に川内原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 調操作の防止に関する事項 コ 水災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p>(規定なし)</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																										
<附則第6項 従前の例> (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこと を任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従 い、十分に遂行する。	<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に譲じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に譲じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に譲じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定めた地盤、津波及び巻き等が発生した場合に譲じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成文化の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(大規模地震発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成文化の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条(重大事故等対処設備)</td> <td>要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第83条の2(特重施設を構成する設備)</td> <td>要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>(規定なし)</td> <td>第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</td> <td>第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第89条(異常時の具体的な対応)</td> <td>第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第90条(異常時の措置)</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第95条(燃料の取替等)</td> <td>第4項に定める異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第132条(報告)</td> <td>第2項及び第3項に定める取替が心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める放射性液体遮蔽物又は放射性気体遮蔽物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用規則」という)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条(火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に譲じた措置の結果	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に譲じた措置の結果	第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に譲じた措置の結果	第17条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定めた地盤、津波及び巻き等が発生した場合に譲じた措置の結果	第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成文化の確認訓練の結果	第17条の7(大規模地震発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成文化の確認訓練の結果	第83条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第83条の2(特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認	第86条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	(規定なし)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置	第89条(異常時の具体的な対応)	第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合	第90条(異常時の措置)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第95条(燃料の取替等)	第4項に定める異常の収束	第132条(報告)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性の評価結果		第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合		第1項に定める放射性液体遮蔽物又は放射性気体遮蔽物について放出管理目標値を超えて放出した場合		第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用規則」という)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更
条文	内容																																											
第17条(火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に譲じた措置の結果																																											
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に譲じた措置の結果																																											
第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に譲じた措置の結果																																											
第17条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定めた地盤、津波及び巻き等が発生した場合に譲じた措置の結果																																											
第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成文化の確認訓練の結果																																											
第17条の7(大規模地震発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成文化の確認訓練の結果																																											
第83条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認																																											
第83条の2(特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認																																											
第86条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合																																											
(規定なし)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																											
第87条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置																																											
第89条(異常時の具体的な対応)	第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合																																											
第90条(異常時の措置)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																											
第95条(燃料の取替等)	第4項に定める異常の収束																																											
第132条(報告)	第2項及び第3項に定める取替が心の安全性の評価結果																																											
	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																											
	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																											
	第1項に定める放射性液体遮蔽物又は放射性気体遮蔽物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																											
	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																											
	第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用規則」という)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動**を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他の自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動**を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	変更後	変更前	変更
<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p> <p>（火山活動のモニタリング等の体制の整備）</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを確認的に継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>＜以下、省略＞</p> <p>（規定なし）</p>			<附則第6項 従前の例>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第6項 従前の例> (重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。	<中略> 5 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、重大事故等発生時ににおいて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。 また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。 (1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること (2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること (3) 重大事故等発生時における使用燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (4) 重大事故等発生時における原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (5) (1)、(2)及び(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること 6 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突等その他のテロリストによる原子炉施設に大規模な損害が生じた場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時ににおける大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時ににおける炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時ににおける原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時ににおける使用済燃料ビットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時ににおける放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>(6) (2)、(3)及び(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること</p> <p>(7) AFC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>(請負会社従業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(5) 各課長(当直課長を除く。)及び防護管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち、「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p> <p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第6項 従前の例>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第6項 従前の例></p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第6項 従前の例> 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故によるおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる原子弹施設の大規模な損壊が発生した場合に對処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び重大の防止に必要な措置の運用手順等を表-1から表-19に、AFC等による大規模な発生時における特種施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中略></p> <p>(3) 防災課長は、重大事故等発生時における原子弹施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子弹施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 防災課長、安全管理課長、保修課長、発電課長は、重大事故等発生時における原子弹施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す重大事故等の発生及び重大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p><中略></p> <p>(規定なし)</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等発生時において、的確、かつ、状況に応じて柔軟に対応するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対応に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) 技術課長、安全管理課長、保修課長及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果にについて、「防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、「評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、「評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中略></p> <p>(2) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、登審課長及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うためには必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 防災課長、安全管理課長、保修課長、登審課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p><中略></p> <p>2.2 手順書の整備</p> <p>防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び登審課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</p> <p><中略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び登審課長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故対応設備による対応を中心とした、多様性及び均確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更多的な多様性を持たせるものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び登審課長は、APC等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「エ APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p><中略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第6項 従前の例></p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 エ APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書 <中略></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

<中略>

2.3 定期的な評価

- (1) 技術課長、安全管理課長、保修課長、防災課長及び原子力訓練センター所長は、2.1項及び2.2項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。
- (2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
- (3) 原子力安全管理部長は、2.1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害、<u>有毒ガス対応</u>及び 火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うため必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><中略></p> <p>【新規追加】</p> <p>火災活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及びガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うため必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><中略></p> <p>8 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策部重施設要員の防護のための活動を行う体制として、次の8.1項から8.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行ったために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>8.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動原」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を経緯させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。</p> <p>8.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全管理課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全管理課長は、運転員、緊急時対策本部要員、特重施設要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>8.3 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及びガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うため必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><中略></p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>8 有毒ガス 続き</p> <p>【新規追加】</p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(7) 安全管理課長、保修課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有害化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(1)項、(2)項、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るように対する。</p> <p>(7) 安全管理課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有害化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有害ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(7) 保修課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(7) 防災課長、安全管理課長及び発電課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策本部換気設備及び□換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(7) 防災課長及び発電課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のハックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ 施設管理、点検</p> <p>保修課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。</p> <p>8.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長（技術課長及び当直課長は除く。）は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	変 前	変 更	更 後	備 考
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準				
重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準				

本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは収容による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処し、その体制を維持管理していくための実施内容について定める。

また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。

1 重大事故等対策

<中 路>

- (3) 防災課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。
 また、防災課長、技術課長、安全管理課長、安全管理課長、安全監理課長、係修課長及び原子炉施設センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。
- (4) 防災課長、技術課長、安全監理課長、係修課長、差戻課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させることとする。

<中 路>

1.3 手順書の整備

- (1) 各課長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等発生時において、的確、かつ、状況に応じて柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。
 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。

<中 路>

【新規追加】

- コ 各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時に、事故が発生に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。

本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは収容による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処し、その体制を維持管理していくための実施内容について定める。

また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。

- ・実用整備用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

(3) 防災課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。
 また、各課長（当直課長を除く。）及び原子炉訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

- (4) 各課長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。

<中 路>

1.3 手順書の整備

- (1) 各課長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等発生時において、的確、かつ、状況に応じて柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。
 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。

<中 路>

- コ 各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時に、事故が発生に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>【新規追加】</p> <p>(7) 安全管理課長、保修課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防波堤等の運用管理及び防波堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の喚起中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(8) 防災課長、安全管理課長及び発電課長は、可動源に対し、運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備及び</p> <p>□換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</p> <p>(9) 防災課長及び発電課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員及び特重施設要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のハックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(10) 防災課長、安全管理課長及び発電課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p> <p>(11) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可燃型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

<中略>

1.4 定期的な評価

- (1) 技術課長、安全管理課長、保修課長、発電課長及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。
- (2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
- (3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

<以下、省略>

<中略>

1.4 定期的な評価

- (1) 須課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。
- (2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
- (3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	変更後	変更前	添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準
・専用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及びその設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	<中略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項
<中略>	<中略>	<中略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項
(2) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、整電課長及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	(2) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	<中略>	(2) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課長（当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。
(3) 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、整電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。 (3) 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、整電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。	(3) 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。	<中略>	(3) 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。
2.2 手順書の整備 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊発生する可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。	2.2 手順書の整備 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊発生する可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。	<中略>	2.2 手順書の整備 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊発生する可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。
<中略>	<中略>	<中略>	<中略>
(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性及び的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更多的多様性を持たせるものとする。この手順書の内容の詳細は、「 <u>大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応手順書</u> 」に規定する。	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性及び的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更多的多様性を持たせるものとする。この手順書の内容の詳細は、「 <u>大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応手順書</u> 」に規定する。	<中略>	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 各課長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性及び的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更多的多様性を持たせるものとする。この手順書の内容の詳細は、「 <u>大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応手順書</u> 」に規定する。
(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性及び的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に對して異なる多様性を持たせるものとする。この手順書の内容の詳細は、「 <u>大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応手順書</u> 」に規定する。	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 各課長（当直課長を除く。）は、APC等による大規模損壊発生時の対応手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「 <u>工 APC等による大規模損壊発生時ににおける特重施設による対応を行いうために必要な手順書</u> 」に規定する。	<中略>	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 各課長（当直課長を除く。）は、APC等による大規模損壊発生時の対応手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「 <u>工 APC等による大規模損壊発生時ににおける特重施設による対応を行いうために必要な手順書</u> 」に規定する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 案	後	備 考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>工 APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行ったために必要な手順書</p> <p><中 略></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>工 APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行ったために必要な手順書</p> <p><中 略></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>b 各課長（技術課長及び当直課長を除く。）は、APC等による大規模損壊が発生又は発生するおそれがある場合、有毒ガス発生時に、本段対策に必要な各項の操作を行うことができるよう、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(a) 安全管理課長、保修課長及び土木建築課長は、登電所敷地内外の固定源に対して、有害化学物質の確認、防液堤等の適用範囲及び防液堤等の施設管理の実施により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下にする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(b) 防災課長及び発電課課長は、薬品タンクを収納している建屋において大転倒空機衝突が発生した場合の防護具の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(c) 防災課長、安全管理課長及び発電課課長は、可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の手・操作を行うことができるよう、各会員の随行通信連絡手段による連絡、換気設備の協調、防護具の着用及び終息活動等の手順を規定文書に定める。</p> <p>(d) 防災課長及び発電課課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>2.3 定期的な評価</p> <p>(1) 技術課長、安全管理課長、保修課長、各電課長及び原子力訓練センター所長は、2.1項及び2.2項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、2.1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>